

社一改正-④ ★★

確定拠出法（脱退一時金の支給要件の見直しほか）

確定拠出法附則 3 条，同法 48 条の 2，同法 79 条，同法 113 条ほか関係

概要

1. 個人型年金における脱退一時金の支給要件が改められた。（平成 29 年 1 月 1 日施行）
2. 事業主が企業年金連合会に委託することができる業務が追加された。（平成 28 年 7 月 1 日施行）
3. 国民年金基金連合会が行うことができる事業が追加された。（平成 29 年 1 月 1 日施行）
4. 死亡の届出が必要となる者の範囲が拡大された。（平成 29 年 1 月 1 日施行）

解説

1. 個人型年金における脱退一時金の支給要件の見直し

個人型年金において，加入可能範囲が拡大されたことに伴い，個人型年金における脱退一時金の支給要件が厳格化された。これにより，年金資産額が「政令で定める額（25 万円）」以下であるか又は通算拠出期間が 1 月以上 3 年以下である等の要件を満たした国民年金の「保険料免除者」が脱退一時金の支給を請求することができることとされた。（確定拠出法附則 3 条 1 項，同令 60 条）

〈脱退一時金の支給要件〉

- 1 保険料免除者であること。
- 2 障害給付金の受給権者でないこと。
- 3 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間が 1 月以上 3 年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額（25 万円）以下であること。
- 4 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して 2 年を経過していないこと。
- 5 企業型年金加入者であった者に対する脱退一時金の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

※ 1：表中 3 の「政令で定める額」については，従来，個人型年金への加入が可能であれば 25 万円，個人型年金への加入が不可であれば 50 万円とされていたが，改正法の施行により，基本的に国民年金のすべての種別の被保険者が個人型年金に加入可能とされたため，当該額が「25 万円」で統一された。

※ 2：個人型年金運用指図者となることを申出してから 2 年を経過した「継続個人型年金運用指図者」に対する脱退一時金の支給については，廃止された。

2. 情報収集等業務・資料提供等業務の委託

事業主が企業年金連合会に委託することができる業務として，資料提供等業務が追加された。（確定拠出法 48 条の 2）

改正条項
<p>確定拠出法第 48 条の 2（情報収集等業務及び資料提供等業務の委託）</p> <p>事業主は，給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集，整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務（以下「資料提供等業務」という。）の全部又は一部を，企業年金連合会（確定給付企業年金法第 91 条の 2 第 1 項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。</p>

3. 国民年金基金連合会の事業の追加

国民年金基金連合会は，確定拠出年金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業を行うことができることとされた。（確定拠出法 79 条）

コメント

国民年金基金連合会は，国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動の事業についても行うことができることとされている。

4. 死亡の届出

死亡の届出が必要となる者の範囲が拡大された。（確定拠出法 113 条）

改正前	改正後
<p>確定拠出法第 113 条（届出）</p> <p>① 個人型年金加入者又は受給権者が死亡したときは，戸籍法の規定による死亡の届出義務者は，10 日以内に，その旨を国民年金基金連合会（受給権者が死亡した場合にあっては，当該受給権を裁定した者）に届け出なければならない。</p>	<p>確定拠出法第 113 条（届出）</p> <p>① 企業型年金運用指図者，個人型年金加入者，個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときは，戸籍法の規定による死亡の届出義務者は，10 日以内に，その旨を国民年金基金連合会（企業型年金運用指図者であって当該企業型年金に個人別管理資産があるものが死亡した場合にあっては，当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等）に届け出なければならない。</p>